

○宗像市産業振興推進審議会規則

平成 18 年 1 月 28 日

規則第 52 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宗像市附属機関設置条例（平成 15 年宗像市条例第 21 号）により設置された宗像市産業振興推進審議会（以下「審議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審議会は、10 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 知識経験を有する者

(2) 市民代表

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(出席の要求)

第 6 条 審議会は、必要があると認めるときは、市の職員その他必要と認める者に対し、審議会の会議への出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会の設置)

第7条 審議会に専門の事項を調査審議するため、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会の委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会の委員の互選により定める。

5 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。

6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する部会の委員がその職務を代理する。

7 第5条第2項及び第3項の規定は、部会の議事について準用する。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、産業振興部産業政策課において処理する。

（令3規則9・令5規則8・一部改正）

（雑則）

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第9号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。